

である。司法の労働法制に対する認識と立場が問われている」との訴えが少しは届いたかと感じられる変化でした。

◇**南労会は拒否方針**

南労会はその場で「明日にでも回答できる」と、「蹴る腹を固めていました。「判決は勝てる」と踏んでいたからです。

◇**闘いの力で席につかず**

組合は「蹴らせない」ことを当面の目標に、従来からの裁判所・銀行・地検・行政を対象にした抗議宣伝、申入れ、交渉、署名運動、集会、労働委員会闘争などのつみ重ねの上に、銀行交渉をテコに「二回目で決裂」の事

◆和解内容は次の通りです◆

◇**南労会は**

- ①未払賃金に対し、及び行政訴訟で取消を求めている中労委勝利命令（昇格昇給差別未実施事件）について、解決金を支払う。
- ②被解雇者の松浦診療所への「立入禁止仮処分」（1993年決定）、松浦診療所直近での集会・情宣などを制限する「業務妨害禁止等仮処分」（2004年決定）について申立を取下げる（＝取消す）。
- ③長年の労働争議に関し、遺憾の意を表明する。
- ④以後、労働条件等につき対等の立場で交渉することを約す。
- ⑤従前の紛争の存在故に組合員に対し、不利益な取扱いをしないことを約す。
(以上、裁判所和解条項で確認)

⑥労働法および労働関係法規を遵守する。

⑦南労会設立の趣旨を踏まえ、組合員の雇用を保障する形で松浦診療所の存続及び再建のために努力する。

紀和病院へ転勤させた組合員について、再建の中で松浦診療所に戻すことを検討する。3月で閉鎖する健診業務に従事してきた事務職組合員に対し医事課への配転の形で雇用と労働条件を守る。

(以上「確認書」他で確認)

⑧組合員の基本給差別を是正する。

(以上「協定書」締結)

◇**労使双方は**

中労委命令の取消しを求める全ての行政訴訟を取下げる。

◇**労働組合は**

12名の解雇撤回は成らず、府労委審問中の事件については上記和解とバーターで取下げる。
以上